

埼玉県告示第四百十五号

告 示

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超える・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	百二十五号	
	行田市行田二四一番一地先から 行田市大字持田字油免二二二一番一三地先まで	
県道	越谷流山線	越谷市瓦曾根二丁目二二四番一地先から 越谷市大成町六丁目五九番三地先まで
県道	さいたま幸手線	白岡市岡泉字丸山一二六〇番二地先から 白岡市下野田字宿七一六番五地先まで
県道	春日部菖蒲線	春日部市梅田三丁目四三地先から 白岡市岡泉字丸山一二六〇番二地先まで
県道	平方東京線	八潮市大字大曾根五二八番一地先から 八潮市大字大曾根一五四一番一地先まで
県道	越谷八潮線	八潮市八潮八丁目三番六地先から 八潮市大字大曾根六四六番一地先まで

二 指定する期日

平成二十八年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならぬ。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。